

料金の免除について

対象者のうち、下の表に該当する方は、接種料金が免除されます。

料金の免除には、所定の証明書類（いずれかひとつ）を接種当日に接種を受ける医療機関に提出する必要があります。後日、接種料金を返金することはできませんのでご注意ください。

料金が免除される方	持参する証明書類（主なもの）
生活保護世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給証明書（証明願） 保護変更決定通知書 ※世帯主のみ。一番近い月のもの。
市民税非課税世帯の方 （世帯全員が非課税の場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料納入（特別徴収決定・変更・停止）通知書※1 〔通知書の2枚目に記載されている保険料段階が第1段階、第2段階、第3段階の方〕 後期高齢者健康診査受診券（原則75歳以上の方） 受託実施者が「札幌市」で後期高齢者健康診査の自己負担額が「0円」である方 ※高齢者用肺炎球菌ワクチン接種のための、受診券再発行はできません。 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（原則75歳以上の方） <p>上記の書類を紛失してしまった場合、該当しない場合など、他に証明書類がない場合は、世帯全員分（高校生以下の世帯員を除く）の市・道民税に係る「課税証明書」を医療機関に提出してください。※1</p>
東日本大震災による被災等に伴う避難のために被災地から札幌市内に居留している方※2	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書 健康保険証 など 運転免許証 など <p>避難前の住所地及び年齢が確認できるもの</p>

※1 8月以降に接種する方は当該年度の通知書・証明書が必要。

※2 被災地として本事業の対象となる市町村
岩手県、宮城県、福島県の全域 青森県、栃木県、千葉県、茨城県のうち一部（詳しくはお問い合わせください。）

お問い合わせ先

・指定医療機関や一般的な注意事項は札幌市コールセンターでもご案内しています。

札幌市コールセンター ・ 222-4894 〈年中無休 8:00 ~ 21:00〉

・高齢者用肺炎球菌ワクチン接種に関するご相談・ご質問は、医療機関や各区保健センターにお問い合わせください。

各区保健センター（健康・子ども課） 〈月～金（祝日を除く）8:45 ~ 17:15〉

中央保健センター ☎ 511-7222	豊平保健センター ☎ 822-2469
北保健センター ☎ 757-1185	清田保健センター ☎ 889-2047
東保健センター ☎ 711-3211	南保健センター ☎ 581-5211
白石保健センター ☎ 862-1881	西保健センター ☎ 621-4241
厚別保健センター ☎ 895-1881	手稲保健センター ☎ 681-1211

・予防接種実施医療機関等は、札幌市保健所ホームページでもご案内しています。

札幌市ホームページ→健康・福祉・子育て→健康（からだ・こころ）
→感染症・予防接種→予防接種→高齢者肺炎球菌ワクチン

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/koureihaenn.html>



〔発行〕札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課 ☎ 622-5199

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期接種のお知らせ（説明書）

※「平成31年度以降の定期接種対象者は65歳のみ」とされておりましたが、平成31年1月に厚生労働省において、定期接種対象者の拡大を図るため、引き続き70歳以上の対象となる方に接種機会が設けられることが決定されました。

対象者 接種を希望する札幌市民で、以下の①又は②に該当する方※1

※1 東日本大震災による被災等に伴う避難のために被災地から札幌市内に居留している方につきましては、4ページを御確認ください。

① 下記の生年月日に該当する方（2020年度対象者）

【65歳】 ・昭和30年4月2日生まれ～昭和31年4月1日生まれの方

【70歳】 ・昭和25年4月2日生まれ～昭和26年4月1日生まれの方

【75歳】 ・昭和20年4月2日生まれ～昭和21年4月1日生まれの方

【80歳】 ・昭和15年4月2日生まれ～昭和16年4月1日生まれの方

【85歳】 ・昭和10年4月2日生まれ～昭和11年4月1日生まれの方

【90歳】 ・昭和5年4月2日生まれ～昭和6年4月1日生まれの方

【95歳】 ・大正14年4月2日生まれ～昭和1年4月1日生まれの方

【100歳】 ・大正9年4月2日生まれ～大正10年4月1日生まれの方

② 接種日現在で60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ方（障害等級1級またはそれに準じる方）

接種場所 指定医療機関

（パソコン及び携帯電話から「札幌市 高齢者用予防接種 医療機関」で検索いただけます。）

※事前に予約が必要な場合があります。



接種料金 4,400円

※料金の免除については4ページを御確認いただき、必ず接種時に医療機関窓口で、証明書類を提出してください。証明書類の提出がない場合は、接種料金は免除となりません。また、後日、証明書類を提出した場合も、接種料金は返金されません。ご注意ください。

接種期間と回数 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に 1回

※過去に接種したことがある方は対象外です（5年前に公費で接種した方、自費で接種した方を含む。）。

※再接種の際には副反応が強く出ることがあります。必ず接種歴を御確認ください。詳しくは2ページを御確認ください。

持っていくもの

- 年齢、住所を確認できる書類（健康保険証、運転免許証など）【全員】
- 身体障害者手帳（1級）又は医師の診断書（写しでも可）【上記対象者②の方のみ】
- 接種料金免除に係る証明書類【料金が免除される方のみ】4ページを御確認ください。

▲ 証明書類を持参していない場合は料金は免除になりません。また、後日提出した場合も、料金は返金されません。ご注意ください。

1 肺炎球菌と高齢者用肺炎球菌ワクチンについて

肺炎球菌はのどや鼻にいる細菌で、肺炎や中耳炎などをひきおこします。肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎の25～40%を占め、特に高齢者では、重篤化しやすく、注意が必要です。

肺炎球菌は約90種類に分類され、高齢者用肺炎球菌ワクチンはその中でも、成人で病気を引き起こしやすい菌の成分を含んだものを使用します。予防接種を受けてから抗体ができるまでに約3週間程度かかります。このワクチンの接種により、すべての肺炎が予防できるわけではありませんので、ご注意ください。

なお、現在定期予防接種の対象となるワクチンは、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（商品名：ニューモバックスNP）のみです。平成26年に国内で承認された、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（商品名：プレベナー13）については、現在は定期予防接種の対象外です。

2 予防接種を受ける前に

- 接種前にはこの説明書をよく読んだうえで、予診票を記入してください。予診票は、予防接種の可否を決める大切な情報ですので、接種を受ける方が責任をもって記入してください。
- 過去に高齢者用肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）を接種したことがある場合は、定期予防接種の対象外です（自費で接種した場合も含む）。
- 高齢者用肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）は、5年以内に再接種を行うと、注射部位の痛みなどが強く出ることがあります。接種前に必ず接種歴を御確認ください。接種歴が不明の方は、必ず接種前に医師や看護師に申し出てください。「5 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種の副反応」もあわせて御確認ください。

3 予防接種を受けることができない場合

- 下記の方は肺炎球菌ワクチンの接種を受けることができません。
 - (1) 37.5℃以上の熱がある方
 - (2) 重い急性疾患にかかっている方
 - (3) 高齢者用肺炎球菌予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことが明らかな方
 - (4) その他、医師が不適当な状態と判断した方
- 下記の方は、予防接種を受ける前に、担当医師とよく相談してください。
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
 - (2) 予防接種後2日以内に発熱のみられた方
 - (3) 予防接種後2日以内に全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方

- (4) 過去にけいれんの既往のある方
- (5) 過去に免疫不全の診断がされている方
- (6) 高齢者用肺炎球菌予防接種に含まれる成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある方

4 予防接種後の注意

- 接種後24時間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があります。特に、接種後30分以内は健康状態の変化に注意してください。
- 入浴は、接種後1時間以上経過してから行うようにしてください。
- 過激な運動、大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがあるので、接種後24時間は避けてください。

5 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種の副反応

- 予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、他の病気がたまたま重なることもあります。
- 予防接種の注射のあとが、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだり、また、わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさ等が見られることもありますが、通常2～3日中に治ります。接種後、これらの症状が強く現れた場合は、接種した医師にご相談ください。
- 高齢者用肺炎球菌ワクチンは5年以内に再接種を行うと、注射した場所が痛んだり、赤くなったり、かたくなったりする副反応が強く出ることがあります。

6 予防接種後健康被害救済制度

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種によって引き起こされた副反応(疑い含む)により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

ただし、補償を受けるためには、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前や後に紛れ込んだ感染症又は別の原因等）によるものなのかの因果関係を救済請求に基づいて国の審査会にて審議し、予防接種によるものと厚生労働大臣が認定することが必要です。

— その他札幌市からのお知らせ —

とくとく健診 忘れていませんか、年に一度の健康チェック。

札幌市国民健康保険では40歳以上の方を対象に、生活習慣病予防のための健康診査を行っています。(75歳以上の方は「後期高齢者健診」になります。)

〔担当〕札幌市保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課 TEL 211-2887